各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会 会長 原口 亨

令和5年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省政策統括官から協力依頼がありました。

この特別調査は、指定された調査区域内で1~4名の常用労働者を雇用している小規模事業者に対し、年1回、都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問して実施されるもので、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、事業所には回答義務があります。

該当区域内の会員薬局に対し、調査にご協力いただくよう周知をお願いいたします。

記

調查方法

- (1)調査区内の最新の事業所名簿作成 統計調査員が各事業所を訪問し、常用労働者数などを確認 ※統計調査員は必ず統計調査員証を携帯しています
- (2) 特別調査の実施

常用労働者数が1~4名である全ての事業所に統計調査員が訪問し、 常用労働者ごとの性別、通勤、勤続年数、1日の実労働時間数、決まって 支給する現金給与額などを調査

以上

日 薬 発 第 105 号 令和 5年7月18日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会 会長 山本 信夫

令和5年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)より、 別添のとおり標記調査に対する協力の依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該地域の会員等にご周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上



政統発 0615 第 2 号 令和 5 年 6 月 15 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官 (統計・情報政策、労使関係担当



令和5年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年1回(7月31日現在について)実施するものです。

都道府県の統計調査員が8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、 事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。 なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の 一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。 また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたします ので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「令和5年毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- 「毎勤だより」
- 「令和4年特別調査の概況」
- 「特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室

毎勤第一係 渡邉

TEL: 03-5253-1111 (内線 7631) E-mail: maikin-chosa@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村	村名	都道府県	コード	市区町村名
福岡県 福岡県 福岡県	101 106 107 109	北九州市 門司区 北九州市 小倉北区 北九州市 小倉南区 北九州市 八幡西区	福岡県 福岡県 福岡県	447 503 621	朝倉郡 三井郡 京都郡	大刀洗町			
福岡県	131	福岡市 東区							
福岡県	132	福岡市 博多区							
福岡県	133	福岡市 中央区							
福岡県	134	福岡市 南区							
福岡県	135	福岡市 西区							
福岡県	136	福岡市 城南区							
in man									
福岡県	137	福岡市 早良区							
福岡県	202	大牟田市							
福岡県	203	久留米市							
福岡県 福岡県	204 205	直方市							
	210	飯塚市							
福岡県 福岡県	211	八女市 筑後市							
福岡県	212	大川市							
福岡県	213	行橋市							
福岡県	215	中間市			2				
Ultimi sic	210	Listin							
福岡県	219	大野城市							
福岡県	220	宗像市							
福岡県	221	太宰府市							
福岡県	223	古賀市							
福岡県	225	うきは市							
福岡県	228	朝倉市							
福岡県	230	糸島市							
福岡県	231	那珂川市							
福岡県	402	鞍手郡 鞍手町							
福岡県	421	嘉穂郡 桂川町							



事業所の皆さまへ

~集まれば大きな力に統計調査~

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは?

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、 調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さら に調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

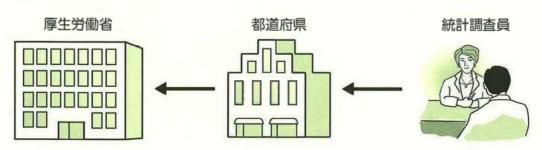
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

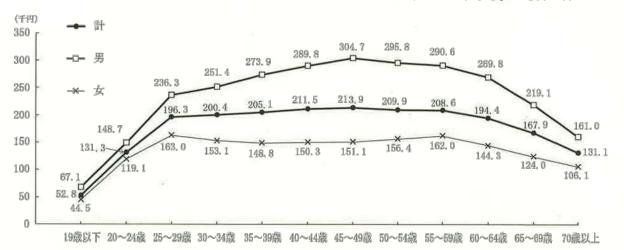
調査の流れ



●令和4年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和4年7月、企業規模1~4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、 出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労 働者の割合の推移

(事業所規模1~4人、調査産業計)

			, - ,			
年	きまって支給する 現金給与額1)	特別に支払われた 現金給与額 ²⁾	出勤日数1)	通常日1日の 実労働時間 ¹⁾	勤続年数3)	短時間労働者 の割合 ³⁾
	円	円	H	時間	年	%
平成24年	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20,2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	235,684	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	19.8	6.9	12.0	30.9
4)2	-		-			
3	199,902	253,157	19.3	6.8	12.6	31.3
4	203,079	258,268	19.2	6.8	12.8	31.3
	4-					

注:1)各年7月の数値である。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間

(令和4年7月、事業所規模1~4人、調査産業計)

都道	的原	きまって支給する現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間
		P	A	時間
全		203, 079	19. 2	6.8
北	海道	207, 208	20. 2	6. 9
青	森	207, 372	20.5	7.3
岩	F	185, 320	20.0	6.8
宮	城	203, 949	19, 3	6.9
秋	田	188, 338	20. 1	6. 9
111	形	181, 148	20, 2	7. 0
福	島	207, 376	20.6	7. 2
茨	城	202, 153	19. 7	7. 0
栃	木	199, 559	19. 4	6. 8
群	馬	195, 051	19. 1	6. 8
埼	E	213, 610	19. 1	6. 7
Ŧ	葉	206, 778	18. 3	6. 5
東	京	236, 076	18. 3	7. 0
	奈川	222, 162	18. 4	6.8
新	鴻	200, 345	20. 3	6. 9
富	Щ	197, 959	19. 9	6, 8
石	Л	192, 719	19. 4	6. 9
福	井	194, 764	19. 9	7. 0
山山	梨	195, 716	19. 3	6, 9
長	野野	198, 035	19. 5	7. 0
	草	185, 746	19. 3	6. 6
静	岡	213, 981	19. 4	
愛	知	211, 626	18. 7	7. 0 6. 7
三	重	188, 801	18. 8	6. 8
滋養	型智	187, 593	18. 5	
京	都	187, 479	18.8	6.7
大	阪	213, 166	18. 6	6.5
兵	庫	181, 944	18. 5	6.8
奈	良	181, 828	18. 0	6.6
1	歌山	187, 006	19. 5	6.8
				6.6
鳥	取	186, 640	19.6	6. 9
島図	根	182, 126	19.1	7. 0
岡	山	195, 775	19. 2	6, 8
広	島	202, 346	19. 2	6. 8
Щ	Д	182, 214	19. 2	6.6
徳	島	202, 745	19. 7	6. 9
香	JII	209, 372	20.0	7. 0
愛	媛	188, 999	20. 4	6. 8
高	知	168, 886	19. 3	6. 7
福	岡	214, 662	19.6	7, 1
佐	賀	183, 222	19.9	6. 8
長	崎	175, 660	20, 6	6.8
熊	本	186, 536	20. 1	6.8
大	分	183, 554	20. 1	6. 9
宫	崎	186, 381	19.8	6. 9
	児 島	186, 851	19.8	6. 9
神	縄	172, 020	19. 9	7. 0

注:令和4年7月末日の数値である。

^{2〉}調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

³⁾ 各年7月末日現在の数値である。

⁴⁾ 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果に よると、事業所規模1~4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日 数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。



この調査は報告(調査票の提出) の義務があります

の調査は、統計法という法律で基幹統計 調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数 ではありますが、調査票の提出をお願いいたし ます。



調査の内容が、他に知られたり するようなことはないのでしょう か?

りません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命 した 公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。







毎月勤労銃計測査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631,7605 (調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査特別調査票





									(令和	年 7 月 分))子:	土力	判官
1 事業所名					1		9			都道府県番	調子調子	至 区	番号	-	事業	所一連	番号	※産	業分類		企業模番号
(電話)			4		局		番														
2 主要な生産品又は (主要なものとは、総	事業	の内容	は何でも多い	ですか。 ものでで	f.)	終給	査期間 与締り 間です	リ日の翌日カ	からいつまでで いら7月の最終網	したか。(6月0 6与締切日までの	D最 4 調3 D1 働者数	を期間オ 数は何人	日の常	用労か。	5 所)	企業 () の全 当する	同一会 常用労 番号を	社に属 働者数 〇で囲	するす は、何 んでく	べての 人です ださい	事業か。
								月	日から	月 日ま	इंट	- 10	100	人	(1)	30人足	上 (2	2) 5~2	29人 (3) 1 ~	4人
常用労働者について 記入してください。	常	用労働	者とは	、期間を	定めず	*に、又I	は1か月	月以上の期間	引を定めて雇われ 	ている者をいいま	す。	皆は除き 養主又は 合の家族	は大人の	代表者		160					
1 氏名又は符号		2	生	住がの	助 ・ み 別 主)	であ	労働者 る か かの別	5 年 歯	6 勤続年数	7 出 (就日で日本人) 会 数 もはて有め	時間数	(缶 給与	4月同じ	給する! ように? み) で、	支給され	れる	31日まり 31日まり 31日	とでに乗りている。 と初をして、びを というでは、で、 となる。 となる。	日から支地である。 おいては関ックの 日本のでは、 日本のでは 日本のでも 日本のでも 日本のでも 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	払わま 年末の 「で算分 ・プの含 ・発生か 込み)	た現 賞与れ を複雑です。
		男	女	通	住	家族	家族以外	1年未満捨ててく	情の競技は切り ださい	ないでください。)	憩時間は除き ます。)			(100円	未満は		みませ	まる。) こくださ	「支給す 5い。)	ONG-5	HIZE
	1	1	2	1	2	1	2	0	蒙			百万	治 万	76"	Ŧ	百円	百万	拾万	Б	Ŧ	百円
	2	1	2	1	2	Î	2														
	3	1	2	1	2	4	2								***************************************						
	4	1	2	1	2	1	2														
(注) 住込みとは、家族外	分働	者であ	るかど	うかを	問わず	、事業	所の構	内又は事業	主の住宅内に居	住し、常態とし	て食事の提供を	受けて	いる者	をいいま	ます。		- 1		-		
備考									面接者氏名			調金年	查票作师 月 E		年	月	B	統調查員	計		

※印欄は記入しないでください。 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。 この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ



毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1~4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回(7月)実施



調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。



調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。



調査の結果は、 景気の判断や、 社会保障制度を 検討するときの 資料として使わ れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html



厚生労働省•都道府県

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター 「とくちゃん」





事業所の皆さまへ

令和5年 毎月勤労統計調査 特別調査の準備のための調査のお願い

er di

厚生労働省都 道府 県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事がらについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが 必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお 願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは?

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査 (雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用 労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般 公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

<u>なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づ</u>く「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

 $\sqrt{}$

<準備のための調査>

調査区内の最新の事業所名簿を作成 (事業活動の内容、労働者数などを お尋ねします)。



統計を作成する目的以外に使用すること

統計調查員

調査区内の常用労働者数が1~4人の全ての 事業所に対して

常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、 家族労働者であるかどうかの別、年齢、 勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、 きまって支給する現金給与額、

年間の特別給与額

について調査いたします。



厚生労働省

統計調查員

統計作成



基幹統計調査とは?

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりませんが、一方で 調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。 国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査 イメージキャラクター 「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7631、7605 (調査の企画に関すること)内線7609、7610

厚生労働省

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html





令和5年1月27日 【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口智明

室 長 補 佐 前原 庸司

毎勤調整係 • 企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609,7610)

(直通電話) 03(3595)3145

一令和4年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	訓	間査の)概	要	•	•	•		•	•	٠	•	•		•	•	•		•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	•	•		٠	1ページ
2	結	₽₫	概	要	•	•	•		•			•		•	•	•				•	•				•	•			•		•	3ページ
(1)	賃金	· :			•			•	•	•		•			٠		•		•					•			•	٠		٠	3ペーシ
(2)	出勤	日	数	٢	労	働	時	間	•	٠		•	٠	•		•	•		٠	•		•					•		•	٠	5ページ
(3)	雇用	•					•	•	•	•	•			•	•	•	•		•		•			•	•	ě					7ページ
9	Н	kate .		_	_	_	_	_	_	_																						0 .0 .1

令和4年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 (URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html)

1 調査の概要

(1)調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の 実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地 方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供すること を目的とする。

(2)調査の範囲

ア地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく16大産業(「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」)

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和4年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間(特別に支払われた現金給与額については、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間)の状況について、令和4年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

- ア 主要な生産品の名称又は事業の内容
- イ 企業規模
- ウ 常用労働者の数
- エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額
 - f 特別に支払われた現金給与額

(5)調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により 調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6)調査系統

配布:厚生労働省一都道府県一調查員一報告者取集:報告者一調查員一都道府県一厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 22,176 事業所 有効回答数 18,741 事業所 有効回答率 84.5%

(8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は

表章単位の数値から算出している。

ウ 4ページの第2図及び第3表は、企業規模1~4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに雇われている者
- b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者 1人当たり平均を算出している。

工 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

才 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査 しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとし ている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端 数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間 数で除して算出している。

結果の概要

(1) 賃金

ア きまって支給する現金給与額

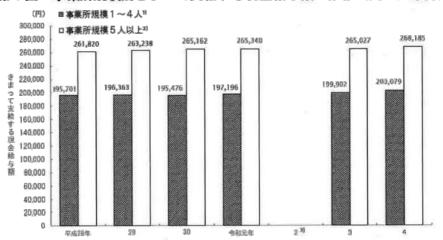
事業所規模1~4人の事業所について、令和4年7月におけるきまって支給する現金給与額は、 調査産業計が203,079円で前年比1.6%増となった。

男女別にみると、男は 270, 216 円で前年比 1.4%増、女は 152, 984 円で同 1.6%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が 268,871 円と最も高く、次いで「製造業」が 216,745 円、 「卸売業, 小売業」が 204,584 円、「医療, 福祉」が 193,887 円、「生活関連サービス業, 娯楽業」 が 157,394 円、「宿泊業,飲食サービス業」が 115,793 円となった。(第1図、第1表)

また、1 時間当たりきまって支給する現金給与額は、調査産業計が 1,531 円で前年比 0.1%増とな った。男女別にみると、男は 1,764 円で前年比 0.3%減、女は 1,357 円で同 0.4%増となった。(第 2表)

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移(調査産業計)



- 注:1) 事業所規模1~4人は各年7月の数値である。
 - 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。
 - 3) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」
 - の結果によると、事業所規模1~4人のきまって支給する現金給与額は202,372 円となっている。 また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は262,474 円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

会和4年7日

5人以上=1008		(参考) 事業所規模 _		事業所規模		do de	生・主な		
したときの比率	前年比2)	5人以上1)	前年比	1~4人		鱼类	± . ∓α		
	%	円	%	円					
75.7	1.2	268,185	1.6	203,079	計	業	産	査	調
80.2	1.1	336,735	1.4	270,216			男		
79.	2.2	193,010	1.6	152,984			女		
76.	1.6	352,309	3.0	268,871	業		設		建
69.	0.0	311,659	5.6	216,745	業		造		製
84.0	1.1	241,826	0.4	204,584	業	小 売	業 ,	売	卸
94.3	8.4	122,895	-0.7	115,793	ス業	ナーピス	飲食	泊業	宿
80.	2.7	195,970	3.4	157,394	楽業	業、娯	サービ	活関週	生
75.	2.3	258,095	3.1	193,887	祉	福		揚	医

第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額(事業所規模1~4人、調査産業計) 令和4年7月

Non.	who size	
性	実額	前年比
	円	9
計	1,531	0.1
男	1,764	-0.3
女	1,357	0.4

注:1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和4年7月分の結果である。 2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

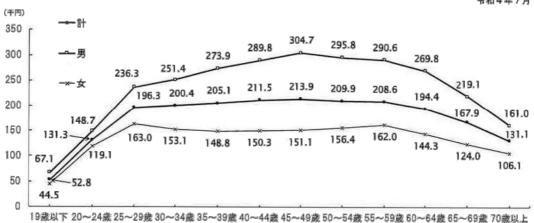
企業規模 $1\sim4$ 人の事業所における令和 4年 7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は $25\sim29$ 歳まで上昇しているが、30 歳から 59 歳まではほぼ横ばいとなり、 $60\sim64$ 歳以降低下している。

男女別にみると、男は $45\sim49$ 歳まで上昇しているが、 $50\sim54$ 歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの $25\sim29$ 歳まで上昇しているが、30 歳から 59 歳まではほぼ横ばいとなり、 $60\sim64$ 歳以降低下している。 (第2図)

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている(第3表)。

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額(企業規模1~4人、調査産業計)

令和4年7月



第3表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額

(企業規模1~4人) 令和4年7月 (単位:円) 在輸牒級 調査産業計 宿泊業。 生活間連 医療, 卸売業 建設業 飲食 サービス業. 勤続年数階級 計 男 小赤拳 福祉 女 娯楽業 ーピス! 計 190,535 254,767 143,444 259,309 204.524 180,443 107.691 155.492 181.683 19 歳 以下 52,750 67.071 44,510 169,023 49,482 113.570 36,149 47,999 20 ~ 24 歲 131,325 148,655 119,113 214,490 187,245 136,803 59,630 159,111 178,928 25 ~ 29 歳 196,348 236,326 162,991 266,730 226,013 201,041 109.716 192,684 196,750 30 ~ 34 歳 200.433 251.399 261.834 153,127 234,734 180,772 130,234 177,650 189,022 35 ~ 39 歲 205.098 273,931 148.757 287.208 215,219 197.093 144,778 167,543 179.875 40 ~ 44 歳 211,478 289,841 150,312 292,439 235.830 196,436 137,763 167,202 176,709 45 ~ 49 歲 213,924 304,680 287,970 151.072 263,347 206,248 122,518 160,966 191.683 80 ~ F4 类 209,881 295,770 156,368 282,254 222,520 206,820 129,556 157,249 194,992 59 歳 55 ~ 208,601 290,618 161,987 282,102 224,436 203,492 108,504 163,966 185.739 64 歳 194,422 144,258 259,333 269.806 198,119 185,144 98,422 136,878 180,934 69 歳 167,938 219,106 123,981 204,508 173,609 141,335 88,734 115,396 178,371 70 歲 以 上 131,145 160,982 167,426 106,127 138,842 125,273 81,282 93,251 127,459 年 数 計 190.535 254,767 143,444 259,309 204,524 180,443 107,691 155.492 181,683 0 年 142,549 195.616 112,517 194,722 137,860 138.826 78.850 139,765 155,386 1 年 156,737 220,282 117,784 246,302 189,875 138,709 95.168 162,226 149,023 2 年 222,075 168.395 134,290 232,258 171,696 167,580 112,525 155,437 162,036 3 ~ 4 年 169,803 232,816 129,557 237,819 187,814 172,737 100,282 154,037 165,967 9 年 5 ~ 257,103 186,883 139,472 266,672 207,903 165,634 111,277 160,169 178,168 10 ~ 14 年 197,531 260,019 151,709 263,041 208,985 183,563 110,165 157,169 196,612 15 ~ 19 年 216,660 285,126 160,364 274,374 228,666 205,649 123,886 162,160 190.835 20 ~ 29 年 227,680 295,971 168,809 291,634 235,095 217,346 125,778 160.588 210.924 30 年 以 198,425 247,264 152,937 240,776 186,573 178,347 138,235 140,736 222,125 平均年齡(歲) 50.7 50.7 50.8 50.5 55.1 52.7 47.7 46.4 48.2 平均勤続年数 (年) 14.9 13.6 12.7 16.1 18.6 15.9 9.2 12.4 10.4

注:「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給 与額は、調査産業計が258,268円で前年比2.0%増となった。

男女別にみると、男は 372, 165 円で前年比 2.9%増、女は 171, 600 円で同 0.5%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が 308,367 円と最も高く、次いで、「卸売業,小売業」が 268,211 円、「医療,福祉」が 262,254 円、「製造業」が 220,165 円、「生活関連サービス業,娯楽業」が 61,983 円、「宿泊業,飲食サービス業」が 34,688 円となった。(第4表)

第4表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額(事業所規模1~4人)

	性	・主な別	企業		実 額		支給割合1)	
						前年比		前年差
					円	%	か月分	か月気
調	査	産	業	計	258,268	2.0	1.27	0.00
		男			372,165	2.9	1.38	0.02
		女			171,600	0.5	1.12	-0.01
建		設		業	308,367	1.6	1.15	-0.01
製		造		業	220,165	14.2	1.02	0.08
卸	売 業		小 壳	業	268,211	7.2	1.31	0.08
宿泊	業,	飲食:	ナービ	ス業	34,688	-22.7	0.30	-0.08
生活	関連サ	ーピス	类,如	楽業	61,983	6.3	0.39	0.0
医	療		福	祉	262,254	-1.7	1.35	-0.0

注:令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和4年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた 現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

令和4年7月における出勤日数は、調査産業計が19.2日で前年より0.1日減少となった。 男女別にみると、男は20.8日で前年より0.1日増加となり、女は18.1日で同0.1日減少となった。 (第3図、第5表)

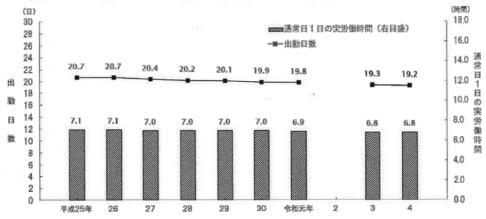
イ 労働時間

令和4年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が 6.8 時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は 7.5 時間で前年と同水準となり、女は 6.3 時間で前年と同水準となった。 (第3図、第5表)

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が13.9%、5時間が8.6%、6時間が8.8%、7時間が16.8%、8時間が44.9%、9時間以上が6.9%となった(第6表)。

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移(事業所規模1~4人、調査産業計)



注:各年7月の数値である。 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、 事業所規模1~4人の出勤日数は19.3 日、通常日1日の実労働時間は6.9 時間となっている。

第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

令和4年7月 通 常 日 1 日の 出勤日数 実 労 働 時 間 (参考) (参考) 性・主な産業 事業所規模 事業所規模 事業所規模 事業所規模 1~4人 1~4人 5人以上1)2) 5人以上¹⁾ 前年差 前年差 前年差 前年差 日 日 日 日 時間 時間 時間 時間 調 杳 産 業 計 19.2 -0.118.1 -0.27.7 6.8 0.0 0.0 男 20.8 0.1 19.1 -0.17.5 0.0 8.2 0.0 女 18.1 -0.117.1 -0.16.3 0.0 7.1 0.1 20.9 建 設 業 0.0 20.8 -0.3-0.1 7.3 8.2 0.1 造 業 19.4 -0.119.6 -0.2 7.0 0.1 8.3 0.0 -0.2/[\ 19.8 18.3 -0.1売 業 7.0 0.0 7.3 0.0 宿泊業、飲食サービス業 17.4 0.0 14.2 0.3 5.7 0.0 6.5 0.4 生活関連サービス業, 娯楽業 19.0 0.2 17.3 0.3 6.8 0.1 7.3 0.1 18.9 -0.117.9 医 祉 -0.26.7 0.1 7.4 0.0

第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合

							(4	掌所規模	1~4人))	令	和4年7月	(単位:%)
	t:	生・主	な産	業			合 計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調	査	<u>,</u>	Ē	Ä	300	計	100.0	13.9	8.6	8.8	16.8	44.9	6.9
								(0.1)	(-0.3)	(0.2)	(0.1)	(-0.3)	(0.1)
		9	馬				100.0	5.6	2.9	4.2	17.1	59.6	10.6
		3	Ż.				100.0	20.1	12.8	12.3	16.7	34.0	4.1
建		ind.	殳			業	100.0	5.9	3.8	5.1	22.0	57.8	5.4
製		ž				業	100.0	11.8	7.4	9.0	14.6	51.3	6.0
卸	売 芽	į,		小	売	業	100.0	11.4	8.4	9.2	15.0	47.1	8.9
宿泊	白業,	飲追	ŧサ	_	ビス	業	100.0	35.3	15.7	11.8	9.4	19.9	7.9
生活	関連も	† — Ł	゚゚゚ス	業,	娯楽	業	100.0	12.2	15.0	10.5	15.6	35.6	11.1
医	療			福		祉	100.0	18.0	7.0	10.4	16.0	44.5	4.1

注:()内は前年差(ポイント)である。

1

注:1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和4年7月分の結果である。

²⁾ 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3)雇用

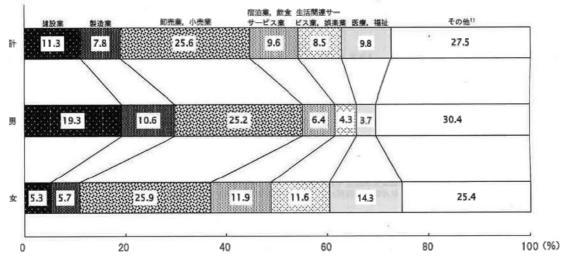
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和4年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業, 小売業」が25.6%と最も高く、次いで「建設業」が11.3%、「医療, 福祉」が9.8%、「宿泊業, 飲食サービス業」が9.6%、「生活関連サービス業, 娯楽業」が8.5%、「製造業」が7.8%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が 57.3%で前年より 0.1 ポイント減少となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療、福祉」が 83.7%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が 78.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が 71.3%、「卸売業、小売業」が 58.0%、「製造業」が 41.7%、「建設業」が 26.7%となった。(第4図、第7表)

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合 (事業所規模1~4人)

令和4年7月末日現在



注:1) 「その他」とは、「鉱業。採石業。砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

(事業所規模1~4人) 令和4年7月末日現在

		産		業				計	男	女	女性労働	香の割合 ²⁾
												前年差
								9	6 %	%	%	ポイン
調	궬	Ē	産		業		計	100.0	100.0	100.0	57.3	-0.1
建			設				業	11.3	19.3	5.3	26.7	0.8
製			造				業	7.8	10.6	5.7	41.7	-0.9
卸	売	業	,	1]\	į	売	業	25.6	25.2	25.9	58.0	-0.
宿	泊業	,飲	食	サー	- E	:ス	業	9.6	6.4	11.9	71.3	1.
生	活関语	世 サー	. Ľ	ス業	,	娯楽	業	8.5	4.3	11.6	78.4	-0.
医	癌	Ē	,		福		祉	9.8	3.7	14.3	83.7	-0.
ŧ			の				他 1)	27.5	30.4	25.4	52.8	0.

注:「) 「その他」とは、「鉱業、採石業,砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学物研究、専門・技術サービス業」、「教育,学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計である。

^{2) 「}女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者 (通常日1日の実労働時間が6時間以下の者) の割合

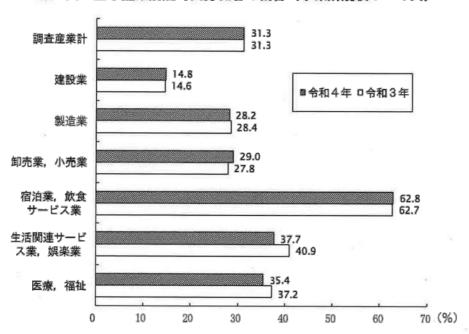
令和4年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.3% で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は 12.7%で前年より 0.1 ポイント減少となり、女は 45.2%で同 0.2 ポイント 増加となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が62.8%と最も高く、次いで「生活関連 サービス業, 娯楽業」が 37.7%、「医療, 福祉」が 35.4%、「卸売業, 小売業」が 29.0%、「製造 業」が28.2%、「建設業」が14.8%となった。

また、年齢階級別にみると、19 歳以下が 77.3%と最も高く、20~29 歳が 24.2%と最も低くなっ ている。(第5図、第8表)

第5図 主な産業別短時間労働者の割合(事業所規模1~4人)



注:数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合 (事業所相増1~4人 調本産業計)

	(4	争果所規模	1~4人、1	胃食性果計)	令和 4	4年7月末日現在
年齢階級	計		男	ļ	女	
6. help.5. her.170.4		前年差		前年差	[前年差
	%	ポイント	%	ポイント	%	ボイント
年齢計	31.3	0.0	12.7	-0.1	45.2	0.2
19歲以下	77.3	3.9	74.2	6.1	79.0	2.5
20~29歳	24.2	0.0	16.2	-0.5	30.0	0.4
30~39歳	25.0	0.4	7.4	-1.2	40.3	1.2
40~49歳	28.3	-0.1	6.3	0.4	45.0	-0.4
50~54歳	27.7	-1.1	6.7	0.5	41.2	-1.2
55~59歳	29.6	-0.5	7.3	-0.5	42.8	0.0
60~64歳	32.6	-0.2	11.1	-0.1	47.8	-0.7
65歳以上	45.2	-0.3	28.8	-0.9	59.5	0.6

注:数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表 付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間及び 短時間労働者の割合(事業所規模1~4人、調査産業計) 今和4年7月

		短時間労働者の割	合(事業所規模)	~4人、調査産業計	令和4年7 月
都道	道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者の割合
		Ħ	B	時間	
全	璽	203,079	19.2	6.8	31.3
北	海 道	207,208	20.2	6.9	29.3
青	森	207,372	20.5	7.3	17.7
岩	手	185,320	20.0	6.8	31.2
宮	城	203,949	19.3	6.9	31.3
秋	田	188,338	20.1	6.9	30.1
Щ	形	181,148	20.2	7.0	26.9
福	島	207,376	20.6	7.2	23.6
茨	城	202,153	19.7	7.0	27.9
栃	木	199,559	19.4	6.8	33.9
群	馬	195,051	19.1	6.8	33.8
埼	玉	213,610	19.1	6.7	34.0
+	葉	206,778	18.3	6.5	37.3
東	京	236,076	18.3	7.0	27.1
神	奈 川	222,162	18.4	6.8	32.5
新	潟	200,345	20.3	6.9	29.1
富	Щ	197,959	19.9	6.8	32.0
石	Jn	192,719	19.4	6.9	30.2
福	井	194,764	19.9	7.0	30.8
Щ	梨	195,716	19.3	6.9	31.7
長	野	198,035	19.5	7.0	28.4
岐	阜	185,746	19.3	6.6	38.6
静	崗	213,981	19.4	7.0	27.7
愛	知	211,626	18.7	6.7	35.5
\equiv	重	188,801	18.8	6.8	32.2
三滋	賀	187,593	18.5	6.7	35.6
京	都	187,479	18.8	6.5	39.9
大	阪	213,166	18.6	6.8	30.4
兵	庫	181,944	18.5	6.6	40.1
奈	良	181,828	18.0	6.8	32.6
和	歌山	187,006	19.5	6.6	37.3
鳥	取	186,640	19.6	6.9	28.5
島	根	182,126	19.1	7.0	28.0
岡	屲	195,775	19.2	6.8	33.6
広	島	202,346	19.2	6.8	34.3
Ш	õ	182,214	19.2	6.6	37.1
徳	島	202,745	19.7	6.9	28.7
香	лĭ	209,372	20.0	7.0	29.0
愛	媛	188,999	20.4	6.8	33.0
高	知	168,886	19.3	6.7	34.6
福	岡	214,662	19.6	7.1	23.9
佐	賀	183,222	19.9	6.8	32.4
長	崎	175,660	20.6	6.8	33.6
熊	本	186,536	20.1	6.8	32.5
大	分	183,554	20.1	6.9	30.3
宮	崎	186,381	19.8	6.9	29.3
鹿	児島	186,851	19.8	6.9	29.7
沖	縄	172,020	19.9	7.0	29.9

注:1) 令和4年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実 労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移(事業所規模1~4人、調査産業計)

年	きまって支給する 現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた 現金給与額 ²⁾		出勤日数1)	通常日1日の 実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者
	実額	前年比	実額	前年比		夫力'侧府间"	_ 0 == 7	の割合 ³⁾
	円	%	円	%	B	時間	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	24.7	7.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	24.6	7.7	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	24.3	7.6	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	24.3	7.6	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	24.5	7.6	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	24,4	7.7	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	24.3	7.6	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	24.1	7.6	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	23.8	7.6	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	23.7	7.5	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	23.4	7.5	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	23.1	7.4	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	22.7	7.4	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	22.6	7.4	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	22.5	7.3	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	22.5	7.4	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	22.1	7.3	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	22.0	7.3	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	21.8	7.3	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	21.7	7.3	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	21.5	7.3	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	21.8	7.3	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	21.5	7.3	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	21.4	7.2	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	21.1	7.2	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	21.1	7.2	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	21.1	7.2	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	19.9	7.0	12.0	30.1
合和元	197,196	0.9	247,634	5.1	19.8	6.9	12.0	30.9
4) 2	-	-	-	-	-	-	-	71 4 0
3	199,902		253,157	- 1	19.3	6.8	12.6	31.3
4	203,079 7月の数値である。	1.6	258,268	2.0	19.2	6.8	12.8	31.3

注:1) 各年7月の数値である。

²⁾ 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

³⁾ 各年7月末日現在の数値である。

⁴⁾ 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。